

議第1号

令和2年度山形県一般会計補正予算（第10号）

令和2年度山形県の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,654,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ746,329,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		110,700,000	△ 2,100,000	108,600,000
	1 県 民 税	35,603,000	443,000	36,046,000
	2 事 業 税	21,945,000	△ 1,169,000	20,776,000
	3 地 方 消 費 税	23,609,000	△ 654,000	22,955,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,879,000	96,000	1,975,000
	5 県 た ば こ 税	1,055,000	△ 15,000	1,040,000
	6 ゴルフ場利用税	107,000	△ 3,000	104,000
	8 軽油引取税	9,411,000	△ 470,000	8,941,000
	9 自 動 車 税	16,923,000	△ 332,000	16,591,000
	10 鉱 区 税	2,000		2,000
	11 狩 猟 税	3,000	1,000	4,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	152,000	△ 3,000	149,000
	13 旧法による税	11,000	6,000	17,000
	2 地方消費税清算金		50,400,000	△ 947,000
1 地方消費税清算金		50,400,000	△ 947,000	49,453,000
3 地方譲与税		22,006,406	△ 3,300,000	18,706,406
	2 特別法人事業譲与税	19,000,000	△ 3,000,000	16,000,000
	3 地方揮発油譲与税	2,630,000	△ 300,000	2,330,000
	4 石油ガス譲与税	142,000		142,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 自動車重量譲与税	110,000		110,000
	7 森林環境譲与税	81,406		81,406
	8 航空機燃料譲与税	43,000		43,000
4 地方特例交付金		600,000	140,553	740,553
	1 地方特例交付金	600,000	140,553	740,553
5 地方交付税		175,000,000	3,086,251	178,086,251
	1 地方交付税	175,000,000	3,086,251	178,086,251
6 交通安全対策特別交付金		330,000		330,000
	1 交通安全対策特別交付金	330,000		330,000
7 分担金及び負担金		2,871,002	1,483,734	4,354,736
	1 分担金	1,927,938	1,381,624	3,309,562
	2 負担金	943,064	102,110	1,045,174
8 使用料及び手数料		7,039,070	△ 359,985	6,679,085
	1 使用料	4,910,011	△ 236,849	4,673,162
	2 手数料	32,352	17,489	49,841
	3 県証紙収入	2,096,707	△ 140,625	1,956,082
9 国庫支出金		127,929,594	19,537,617	147,467,211
	1 国庫負担金	34,023,447	△ 3,585,075	30,438,372
	2 国庫補助金	92,795,275	23,217,852	116,013,127
	3 委託金	1,110,872	△ 95,160	1,015,712

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 財産収入		1,429,430	23,663	1,453,093
	1 財産運用収入	440,963	△ 8,450	432,513
	2 財産売却収入	988,467	32,113	1,020,580
11 寄附金		1,526,996	△ 347	1,526,649
	1 寄附金	1,526,996	△ 347	1,526,649
12 繰入金		22,452,328	△ 15,928,171	6,524,157
	1 特別会計繰入金	1,041,007	△ 171,246	869,761
	2 基金繰入金	19,911,321	△ 15,757,022	4,154,299
	3 公営企業繰入金	1,500,000	97	1,500,097
13 繰越金		2,486,394	2,488,456	4,974,850
	1 繰越金	2,486,394	2,488,456	4,974,850
14 諸収入		134,592,480	△ 23,579,171	111,013,309
	1 延滞金、加算金及び過料等	96,990	9,374	106,364
	2 県預金利子	3,444	△ 2,149	1,295
	3 公営企業貸付金元利収入	10,900,000	136	10,900,136
	4 貸付金元利収入	114,898,617	△ 22,624,920	92,273,697
	5 受託事業収入	825,253	△ 171,162	654,091
	6 収益事業収入	1,929,307	4,766	1,934,073
	8 雑収入	5,938,869	△ 795,216	5,143,653
15 県債		84,311,300	22,108,400	106,419,700

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県 債	84,311,300	22,108,400	106,419,700
歳 入	合 計	743,675,000	2,654,000	746,329,000

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,099,905	△ 17,686	1,082,219
	1 議会費	1,099,905	△ 17,686	1,082,219
2 総務費		32,024,229	8,261,279	40,285,508
	1 総務管理費	15,917,968	8,357,422	24,275,390
	2 企画費	7,923,764	△ 108,224	7,815,540
	3 徴税費	4,707,363	△ 12,580	4,694,783
	4 市町村振興費	818,193	3,895	822,088
	5 選挙費	715,420	385	715,805
	6 防災費	925,287	30,218	955,505
	7 統計調査費	747,632	△ 2,422	745,210
	8 人事委員会費	130,173	△ 4,433	125,740
	9 監査委員費	138,429	△ 2,982	135,447
	3 民生費		83,726,976	750,715
1 社会福祉費		58,705,487	609,582	59,315,069
2 児童福祉費		23,096,431	154,512	23,250,943
3 生活保護費		1,832,109	△ 53,097	1,779,012
4 災害救助費		92,949	39,718	132,667
4 衛生費		49,833,914	△ 1,976,852	47,857,062
	1 公衆衛生費	25,430,298	1,733,205	27,163,503
	2 環境衛生費	3,091,410	△ 90,935	3,000,475

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 保健所費	1,599,316	△ 9,960	1,589,356
	4 医薬費	19,712,890	△ 3,609,162	16,103,728
5 労働費		2,940,910	△ 404,935	2,535,975
	1 労政費	1,361,197	△ 222,938	1,138,259
	2 職業訓練費	754,729	△ 129,396	625,333
	3 失業対策費	755,395	△ 51,871	703,524
	4 労働委員会費	69,589	△ 730	68,859
6 農林水産業費		46,533,528	5,459,314	51,992,842
	1 農業費	14,650,171	△ 2,626,217	12,023,954
	2 畜産業費	1,628,645	△ 217,405	1,411,240
	3 農地費	21,490,010	7,581,108	29,071,118
	4 林業費	6,965,460	474,150	7,439,610
	5 水産業費	1,799,242	247,678	2,046,920
7 商工費		129,533,735	△ 23,972,173	105,561,562
	1 商業費	115,188,881	△ 22,524,866	92,664,015
	2 工鉱業費	11,313,590	△ 1,012,530	10,301,060
	3 観光費	3,031,264	△ 434,777	2,596,487
8 土木費		84,225,603	22,833,394	107,058,997
	1 土木管理費	3,108,429	△ 10,897	3,097,532
	2 道路橋りょう費	42,737,778	10,703,253	53,441,031

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川海岸費	28,537,187	11,311,481	39,848,668
	4 港湾費	2,974,502	543,615	3,518,117
	5 都市計画費	5,074,937	377,790	5,452,727
	6 住宅費	1,792,770	△ 91,848	1,700,922
9 警察費		27,106,529	△ 375,181	26,731,348
	1 警察管理費	25,383,175	△ 308,948	25,074,227
	2 警察活動費	1,723,354	△ 66,233	1,657,121
10 教育費		114,985,896	△ 1,006,894	113,979,002
	1 教育総務費	14,735,691	△ 1,255,573	13,480,118
	2 小学校費	38,307,963	△ 630,377	37,677,586
	3 中学校費	22,431,870	△ 318,476	22,113,394
	4 高等学校費	27,173,257	1,521,514	28,694,771
	5 特別支援学校費	9,144,831	△ 67,286	9,077,545
	6 大学費	1,384,375	3,630	1,388,005
	7 社会教育費	959,760	△ 61,265	898,495
	8 保健体育費	848,149	△ 199,061	649,088
11 災害復旧費		19,499,939	△ 3,873,244	15,626,695
	1 農林水産施設災害復旧費	3,351,788	△ 681,935	2,669,853
	2 公共土木施設災害復旧費	16,115,003	△ 3,194,334	12,920,669
	3 教育施設災害復旧費	33,148	3,025	36,173

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		89,205,991	△ 1,395,028	87,810,963
	1 公債費	89,205,991	△ 1,395,028	87,810,963
13 諸支出金		62,807,845	△ 1,628,709	61,179,136
	2 公営企業貸付金	11,645,949	△ 745,949	10,900,000
	3 地方消費税清算金	23,623,000	△ 291,080	23,331,920
	4 利子割交付金	119,969	△ 4,533	115,436
	5 配当割交付金	389,657	△ 121,646	268,011
	6 株式等譲渡所得割交付金	172,846	226,536	399,382
	7 法人事業税交付金	973,700	△ 48,395	925,305
	8 地方消費税交付金	25,330,000	△ 497,940	24,832,060
	9 ゴルフ場利用税交付金	75,546	1,699	77,245
	11 環境性能割交付金	476,808	△ 147,401	329,407
	12 利子割精算金	370		370
	14 予備費		150,000	
1 予備費		150,000		150,000
歳出合計		743,675,000	2,654,000	746,329,000

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4衛生費	2環境衛生費	自然環境整備事業	7,278
6農林水産業費	1農業費	強い農業・担い手づくり総合支援事業	409,000
		園芸大国やまがた産地育成支援事業	20,454
		土地利用型作物競争力強化生産総合対策事業	212,390
	2畜産業費	畜産経営競争力強化支援事業	106,276
	3農地費	国土調査事業	37,835
		農業水利施設保全合理化計画策定事業	55,300
		県営かんがい排水事業	664,648
		基幹水利施設ストックマネジメント事業	45,000
		低コスト・高付加価値化基盤整備事業（一般型）	4,905,971
		低コスト・高付加価値化基盤整備事業（中山間型）	2,037,000
		防災減災事業	1,994,300
		地すべり対策事業	80,625
	4林業費	林業成長産業化総合対策事業	110,491
		治山事業	647,200

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
	5水産業費	漁港・漁場整備事業	350,550
10教育費	1教育総務費	I C Tを活用した質の高い教育推進事業	91,394
		4高等学校費	県立高等学校等管理運営事業
		県立高等学校産振設備整備事業	1,062,873
	5特別支援学校費	県立特別支援学校各種営繕工事事業	36,984
		県立特別支援学校管理運営事業	42,000
合 計			13,005,169

2 変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
8土木費	2道路橋りょう費	道路改築事業	3,440,757	7,299,403
		交通安全道路事業	1,233,414	1,681,597
		災害に強いみちづくり事業	853,791	906,291
		道路施設長寿命化対策事業	4,078,925	9,759,586
		道路保全事業	391,243	746,878
	3河川海岸費	河川管理施設長寿命化対策事業	63,647	162,347

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
		洪水警戒情報提供事業	51,743	146,243
		河川整備補助事業	4,180,144	12,223,144
		ダム整備事業	169,938	2,152,410
		土砂災害対策事業(砂防)	1,040,957	2,095,157
		土砂災害対策事業(地すべり)	84,840	483,840
		土砂災害対策事業(急傾斜地)	184,998	409,698
		砂防関係施設長寿命化対策事業	143,420	289,720
		緊急土砂災害対策事業	214,120	352,720
		地域防災力強化型土砂災害対策事業	126,250	409,750
		海・岸保全対策事業	20,200	482,200
	4港湾費	酒田港整備事業	161,095	259,795
		港湾海岸保全対策事業	30,300	89,100
	5都市計画費	街路整備事業	1,571,972	2,336,372
		都市公園活用推進事業	385,728	511,728
10教育費	4高等学校費	県立高等学校校舎整備等事業	638,757	1,408,253

(単位：千円)

累 計		24,128,830	62,273,992
-----	--	------------	------------

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
山形県立自然博物館木製橋梁復旧 工事請負契約	令和2年度から 令和3年度まで	3,000千円
漁 港 浚 渫 事 業	令和2年度から 令和3年度まで	26,000千円

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感 染症対応資金利子補給	令和2年度から 令和5年度まで	令和2年度融資 総額67,000,000 千円の融資残高 に対し、年1.6 パーセント以内 の割合で計算し た額	令和2年度から 令和6年度まで	令和2年度融資 総額72,000,000 千円の融資残高 に対し、年1.6 パーセント以内 の割合で計算し た額
置賜文化ホール管理運 營業務	平成30年度から 令和5年度まで	307,000千円	平成30年度から 令和5年度まで	310,000千円
山形県総合文化芸術館 (文化機能)管理運営 業務	平成30年度から 令和6年度まで	1,585,000千円	平成30年度から 令和6年度まで	1,719,000千円
山形県海浜公園(マリ ンパーク鼠ヶ関)管理 運營業務	令和2年度から 令和7年度まで	10,000千円	令和2年度から 令和7年度まで	12,000千円
山形県生涯学習セン ター管理運營業務	令和元年度から 令和6年度まで	499,000千円	令和元年度から 令和6年度まで	503,000千円

第4表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
減 収 補 て ん	千円 7,200,000	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借り替えることができる。
自然公園災害復旧事業	1,000			
農林大学校施設災害復旧事業	2,400			
農林業専門職大学整備事業	140,900			
山形空港施設整備事業	2,400			

2 変 更

(1) 限度額の変更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
臨 時 財 政 対 策	千円 18,500,000	千円 17,578,900
総 合 文 化 芸 術 館 整 備 事 業	429,100	389,500
社 会 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	369,100	315,000
自 然 公 園 整 備 事 業	15,900	9,300
病 院 建 設 改 良 資 金 貸 付 事 業	513,000	491,400
産 業 技 術 短 期 大 学 校 整 備 事 業	8,100	9,000
農 林 公 共 事 業	3,932,500	7,564,300

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
	千円	千円
公 共 農 林 災 害 復 旧 事 業	4,700	
林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業	3,800	
農 林 災 害 復 旧 事 業	1,300	
農 業 経 営 高 度 化 支 援 事 業	205,400	131,800
工 業 試 験 場 整 備 事 業	74,600	79,500
土 木 公 共 事 業	20,360,200	34,367,000
防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 韌 化 緊 急 対 策 事 業	7,535,800	7,256,800
公 共 土 木 災 害 復 旧 事 業 (現 年)	4,116,700	2,928,900
公 共 土 木 災 害 復 旧 事 業 (過 年)	464,600	353,200
国 直 轄 災 害 復 旧 事 業	1,448,000	1,919,300
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	1,698,800	1,551,600
港 湾 整 備 事 業	30,300	31,500
都 市 公 園 整 備 事 業	446,000	444,000
河 川 等 整 備 事 業	266,600	190,400

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
	千円	千円
自然災害防止事業	1,008,500	499,700
地方道路等整備事業	4,885,200	4,320,700
市町村合併支援道路整備事業	1,063,800	1,174,800
緊急防災・減災事業	799,700	785,000
公共施設等適正管理推進事業	1,304,100	1,249,900
緊急自然災害防止対策事業	7,136,100	6,563,100
学校教育施設等整備事業	167,000	36,700
学校教育施設災害復旧事業	11,000	19,300
社会教育施設整備事業	79,100	67,100
高等学校整備事業	1,427,300	2,767,100
交通安全施設整備事業	277,800	281,400
警察庁舎整備事業	766,700	736,300

議第2号

令和2年度山形県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和2年度山形県の公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,378,010千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ131,385,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		89,089,924	△ 1,378,010	87,711,914
	1 一般会計繰入金	89,089,924	△ 1,378,010	87,711,914
4 県債		43,674,000		43,674,000
	1 県債	43,674,000		43,674,000
歳入合計		132,763,924	△ 1,378,010	131,385,914

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		132,763,924	△ 1,378,010	131,385,914
	1 公債費	132,763,924	△ 1,378,010	131,385,914
歳出合計		132,763,924	△ 1,378,010	131,385,914

議第3号

令和2年度山形県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）

令和2年度山形県の市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ28,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,435,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸 収 入		1,406,315	110	1,406,425
	1 貸付金元利収入	1,406,315	110	1,406,425
3 繰 越 金			28,670	28,670
	1 繰 越 金		28,670	28,670
歳 入 合 計		1,406,315	28,780	1,435,095

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興資金貸付金		1,406,315	28,780	1,435,095
	1 貸付金	700,000		700,000
	2 貸付事務費	995		995
	3 公営企業償還金	2,096		2,096
	4 繰出金	703,224	28,780	732,004
歳出合計		1,406,315	28,780	1,435,095

議第4号

令和2年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

令和2年度山形県の母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,881千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ109,635千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		6,209		6,209
	1 一般会計繰入金	6,209		6,209
2 繰越金		33,081	△74	33,007
	1 繰越金	33,081	△74	33,007
3 諸収入		72,226	△1,807	70,419
	1 貸付金元利収入	61,170	△1,730	59,440
	2 雑入	11,056	△77	10,979
歳入合計		111,516	△1,881	109,635

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付費		111,516	△ 1,881	109,635
	1 貸付金	56,665	△ 1,881	54,784
	2 貸付事務費	8,861		8,861
	3 償還金	30,386		30,386
	4 繰出金	15,604		15,604
歳出合計		111,516	△ 1,881	109,635

議第5号

令和2年度山形県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度山形県の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ435,871千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ95,691,848千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		28,506,572		28,506,572
	1 負担金	28,506,572		28,506,572
2 国庫支出金		25,883,874	△ 714,165	25,169,709
	1 国庫負担金	18,117,134	△ 959,834	17,157,300
	2 国庫補助金	7,766,740	245,669	8,012,409
3 諸収入		35,200,671	1,315,002	36,515,673
	2 預金利子	107	22	129
	4 雑入	35,200,564	1,314,980	36,515,544
4 繰入金		5,664,860	△ 164,966	5,499,894
	1 一般会計繰入金	5,664,860	△ 164,966	5,499,894
歳入合計		95,255,977	435,871	95,691,848

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		95,255,977	435,871	95,691,848
	1 事業費支出金	94,229,449	△ 531,584	93,697,865
	3 基金積立金	1,009,484	22	1,009,506
	4 保健事業費	15,000	△ 2,575	12,425
	5 一般管理費	2,044		2,044
	6 諸支出金		970,008	970,008
歳 出 合 計		95,255,977	435,871	95,691,848

議第6号

令和2年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）

令和2年度山形県の小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ108,876千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ580,506千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		259,061	△ 41,702	217,359
	1 繰越金	259,061	△ 41,702	217,359
4 諸収入		252,821	326	253,147
	1 貸付金元利収入	241,292	7,516	248,808
	2 預金利子	111	△ 30	81
	3 雑入	11,418	△ 7,160	4,258
5 県債		177,500	△ 67,500	110,000
	1 県債	177,500	△ 67,500	110,000
歳入合計		689,382	△ 108,876	580,506

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等設備導入貸付費		689,382	△ 108,876	580,506
	1 貸付金	266,250	△ 101,250	165,000
	2 貸付事務費	5,787	△ 22	5,765
	3 償還金	317,053	△ 7,578	309,475
	4 繰出金	100,292	△ 26	100,266
歳出合計		689,382	△ 108,876	580,506

第2表 地方債補正

1 変更

(1) 限度額の変更

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
小規模企業者等設備貸与事業貸付金	千円 177,500	千円 110,000

議第7号

令和2年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度山形県の土地取得事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ237,794千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ116,242千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		309,810	△ 301,915	7,895
	1 財産売却収入	302,648	△ 302,648	
	2 財産運用収入	7,162	733	7,895
3 繰入金		44,060	△ 2,107	41,953
	1 一般会計繰入金	44,060	△ 2,107	41,953
4 諸収入		166	4	170
	1 雑入	166	4	170
6 繰越金			66,224	66,224
	1 繰越金		66,224	66,224
歳入合計		354,036	△ 237,794	116,242

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 酒田北港地区用地 取得事業費		321,148	△ 237,794	83,354
	1 用地取得事業費	75,520	△ 35,699	39,821
	3 開発管理費	45,628	△ 2,095	43,533
	4 繰出金	200,000	△ 200,000	
5 公債費		32,888		32,888
	1 公債費	32,888		32,888
歳出合計		354,036	△ 237,794	116,242

議第8号

令和2年度山形県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）

令和2年度山形県の農業改良資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

貸付勘定
歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸収入		62,425	△ 230	62,195
	1 貸付金元利収入	62,125		62,125
	2 雑入	300	△ 230	70
4 繰越金		3,232	230	3,462
	1 繰越金	3,232	230	3,462
歳入合計		65,657		65,657

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付費		3,532		3,532
	2 償還金	2,354		2,354
	3 繰出金	1,178		1,178
2 就農支援資金貸付費		62,125		62,125
	2 償還金	41,416		41,416
	3 繰出金	20,709		20,709
歳出合計		65,657		65,657

業務勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		1,466	△ 243	1,223
	1 一般会計繰入金	1,466	△ 243	1,223
2 繰越金			243	243
	1 繰越金		243	243
歳入合計		1,466		1,466

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 業務費		1,466		1,466
	1 取扱事務費	1,466		1,466
歳出合計		1,466		1,466

議第9号

令和2年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和2年度山形県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ30,290千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
貸付勘定
歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金			40	40
	2 業務勘定繰入金		40	40
3 諸収入		8,546		8,546
	1 貸付金元利収入	8,546		8,546
4 繰越金		41,454	△ 30,040	11,414
	1 繰越金	41,454	△ 30,040	11,414
歳入合計		50,000	△ 30,000	20,000

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付費		50,000	△ 30,000	20,000
	1 貸付費	50,000	△ 30,000	20,000
歳出合計		50,000	△ 30,000	20,000

業務勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		762	△ 330	432
	1 一般会計繰入金	762	△ 330	432
4 繰越金			40	40
	1 繰越金		40	40
歳入合計		762	△ 290	472

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 業務費		762	△ 290	472
	1 取扱事務費	762	△ 290	472
歳出合計		762	△ 290	472

議第10号

令和2年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度山形県の港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ38,817千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ757,897千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		177,564	4,280	181,844
	1 使用料	177,564	4,280	181,844
3 繰入金		111,749	△ 2,718	109,031
	1 一般会計繰入金	111,749	△ 2,718	109,031
4 繰越金		2,576		2,576
	1 繰越金	2,576		2,576
5 諸収入		118,825	△ 379	118,446
	2 雑入	118,825	△ 379	118,446
6 県債		386,000	△ 40,000	346,000
	1 県債	386,000	△ 40,000	346,000
歳入合計		796,714	△ 38,817	757,897

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管 理 費		165,011	2,560	167,571
	1 管 理 費	165,011	2,560	167,571
2 整 備 費		386,000	△ 40,000	346,000
	1 整 備 費	386,000	△ 40,000	346,000
3 公 債 費		245,703	△ 1,377	244,326
	1 公 債 費	245,703	△ 1,377	244,326
歳 出 合 計		796,714	△ 38,817	757,897

第2表 地方債補正

1 変 更

(1) 限度額の変更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
	千円	千円
港 湾 整 備 事 業	386,000	346,000

議第11号

令和2年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度山形県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
 第2条 令和2年度山形県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
	収 入		
第1款 流域下水道事業収益	4,788,386千円	41,811千円	4,830,197千円
第2項 営業外収益	2,475,608千円	41,811千円	2,517,419千円
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	5,378,987千円	57,620千円	5,436,607千円
第1項 営業費用	5,212,391千円	43,587千円	5,255,978千円
第2項 営業外費用	149,629千円	14,033千円	163,662千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額562,672千円」を「不足する額561,805千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,602千円、当年度分損益勘定留保資金209,217千円、引継金315,853千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,205千円、当年度分損益勘定留保資金214,999千円、引継金334,601千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
	収 入		
第1款 流域下水道事業資本的収入	1,947,600千円	514,343千円	2,461,943千円
第1項 企業債	476,700千円	90,000千円	566,700千円
第4項 国庫補助金	1,014,089千円	316,599千円	1,330,688千円
第5項 他会計補助金	36,709千円	△ 1,292千円	35,417千円
第6項 建設負担金	420,102千円	109,036千円	529,138千円
	支 出		
第1款 流域下水道事業資本的支出	2,509,112千円	514,636千円	3,023,748千円
第1項 建設改良費	1,923,927千円	528,403千円	2,452,330千円
第2項 資産購入費	26,577千円	△ 13,767千円	12,810千円

第4条 予算第6条の表中

「	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">起債の目的</th> <th style="width: 50%;">限度額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流域下水道事業</td> <td style="text-align: center;">千円 476,700</td> </tr> </table>	起債の目的	限度額	流域下水道事業	千円 476,700	を	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">起債の目的</th> <th style="width: 50%;">限度額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流域下水道事業</td> <td style="text-align: center;">千円 566,700</td> </tr> </table>	起債の目的	限度額	流域下水道事業	千円 566,700	に改める。」
起債の目的	限度額											
流域下水道事業	千円 476,700											
起債の目的	限度額											
流域下水道事業	千円 566,700											

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	116,040千円	△ 9,224千円	106,816千円

第6条 予算第10条中「598,616千円」を「592,263千円」に改める。

議第12号

令和2年度山形県電気事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和2年度山形県電気事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度山形県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 年間販売電力量	400,288千kWh	△ 28,436千kWh	371,852千kWh
(2) 主要な建設改良事業			
県営風力発電所建設事業	2,887,954千円	△ 149,467千円	2,738,487千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 電気事業収益	6,164,602千円	△ 83,283千円	6,081,319千円
第1項 営業収益	5,917,006千円	△ 85,599千円	5,831,407千円
第2項 営業外収益	247,596千円	2,316千円	249,912千円
支 出			
第1款 電気事業費用	3,164,064千円	157,566千円	3,321,630千円
第1項 営業費用	3,098,000千円	△ 105,900千円	2,992,100千円
第2項 営業外費用	56,064千円	263,466千円	319,530千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額6,361,560千円」を「不足する額6,159,461千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額424,393千円、過年度分損益勘定留保資金4,437,167千円及び当年度利益剰余金処分額1,500,000千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額322,510千円、減債積立金219,074千円、過年度分損益勘定留保資金4,117,877千円及び当年度利益剰余金処分額1,500,000千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	200,655千円	△ 63,374千円	137,281千円
第7項 固定資産売却代金		70千円	70千円
第11項 建設収入	169,928千円	△ 47,210千円	122,718千円
第12項 雑収入	30,727千円	△ 16,234千円	14,493千円
支 出			
第1款 資本的支出	6,562,215千円	△ 265,473千円	6,296,742千円
第1項 建設改良費	4,840,001千円	△ 265,473千円	4,574,528千円

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	872,970千円	9,496千円	882,466千円

議第13号

令和2年度山形県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度山形県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度山形県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給水件数	60件	△ 1件	59件
(2) 年間総給水量	15,620,905m ³	221,781m ³	15,842,686m ³
(3) 一日平均給水量	42,797m ³	608m ³	43,405m ³

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	591,967千円	6,585千円	598,552千円
第1項 酒田工業用水道営業収益	377,012千円	3,869千円	380,881千円
第2項 八幡原工業用水道営業収益	126,919千円	954千円	127,873千円
第3項 福田工業用水道営業収益	23,547千円	1,272千円	24,819千円
第5項 営業外収益	64,489千円	490千円	64,979千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	550,086千円	△ 43,573千円	506,513千円
第1項 酒田工業用水道営業費用	386,524千円	△ 49,303千円	337,221千円
第2項 八幡原工業用水道営業費用	118,429千円	△ 9,021千円	109,408千円
第3項 福田工業用水道営業費用	13,677千円	△ 1,035千円	12,642千円
第5項 営業外費用	27,456千円	15,786千円	43,242千円

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を、次のように改める。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	56,480千円	△ 1,704千円	54,776千円

議第14号

令和2年度山形県公営企業資産運用事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和2年度山形県公営企業資産運用事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度山形県公営企業資産運用事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 駐 車 場 事 業			
年間総駐車台数	85,000台	△ 32,502台	52,498台
一日平均駐車台数	232台	△ 89台	143台
(2) ゴルフ場事業			
年間利用者数	30,000人	△ 2,223人	27,777人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資産運用事業収益	161,541千円	△ 8,957千円	152,584千円
第1項 営業収益	135,849千円	△ 8,055千円	127,794千円
第2項 営業外収益	25,692千円	△ 902千円	24,790千円
支 出			
第1款 資産運用事業費用	142,138千円	1,149千円	143,287千円
第1項 営業費用	135,710千円	△ 821千円	134,889千円
第2項 営業外費用	3,428千円	1,970千円	5,398千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額37,596千円」を「不足する額10,579千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,324千円、過年度分固定資産売却代金34,272千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額867千円、過年度分固定資産売却代金9,712千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 資本的支出	37,596千円	△ 27,017千円	10,579千円
第1項 建設改良費	36,587千円	△ 27,018千円	9,569千円
第9項 その他投資	9千円	1千円	10千円

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を、次のように改める。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	880千円	49千円	929千円

議第15号

令和2年度山形県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度山形県水道用水供給事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度山形県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間総給水量	71,429,405m ³	194,535m ³	71,623,940m ³
(3) 一日平均給水量	195,697m ³	532m ³	196,229m ³

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 水道用水供給事業収益	6,782,122千円	△ 10,751千円	6,771,371千円
第1項 置賜広域水道営業収益	1,157,830千円	5,502千円	1,163,332千円
第2項 村山広域水道営業収益	2,269,412千円	△ 23,244千円	2,246,168千円
第3項 最上広域水道営業収益	443,953千円	△ 5千円	443,948千円
第4項 庄内広域水道営業収益	1,958,571千円	5,800千円	1,964,371千円
第5項 営業外収益	952,356千円	1,196千円	953,552千円
支 出			
第1款 水道用水供給事業費用	6,153,927千円	△ 29,508千円	6,124,419千円
第1項 置賜広域水道営業費用	1,242,140千円	△ 45,328千円	1,196,812千円
第2項 村山広域水道営業費用	2,197,970千円	△ 48,902千円	2,149,068千円
第3項 最上広域水道営業費用	389,368千円	1,834千円	391,202千円
第4項 庄内広域水道営業費用	1,760,451千円	△ 16,322千円	1,744,129千円
第5項 営業外費用	543,998千円	79,210千円	623,208千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,687,337千円」を「不足する額1,649,058千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,867千円、建設改良積立金421,268千円、過年度分損益勘定留保資金1,171,978千円及び当年度分損益勘定留保資金41,224千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,652千円、減債積立金243,442千円、建設改良積立金400,928千円、過年度分損益勘定留保資金957,036千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	19,119千円	△ 2,867千円	16,252千円
第5項 負担金	19,119千円	△ 2,867千円	16,252千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,706,456千円	△ 41,146千円	1,665,310千円
第1項 建設改良費	581,628千円	△ 41,146千円	540,482千円

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を、次のように改める。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	548,200千円	△ 2,439千円	545,761千円

第6条 予算第7条中「172,910千円」を「178,159千円」に改める。

令和2年度山形県病院事業会計補正予算（第6号）

第1条 令和2年度山形県病院事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度山形県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間入院患者延数	316,984人	25,291人	342,275人
年間外来患者延数	503,953人	△ 16,830人	487,123人
(3) 一日平均入院患者数	868人	70人	938人
一日平均外来患者数	2,052人	△ 67人	1,985人
(4) ドック利用者延数	2,705人	△ 831人	1,874人
(5) 主要な建設改良事業			
中央病院改修事業	196,131千円	△ 101,970千円	94,161千円
新庄病院改修事業	7,772千円	△ 1,392千円	6,380千円
新庄病院改築整備事業	438,087千円	△ 12,140千円	425,947千円
河北病院改修事業	5,323千円	△ 1,034千円	4,289千円
県立病院医療機器等整備事業	1,214,861千円	△ 11,141千円	1,203,720千円

第3条 予算第3条本文後段に「なお、営業運転資金にあてるため、企業債1,095,600千円を借り入れる。」を加え、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	41,645,555千円	△ 1,271,208千円	40,374,347千円
第1項 医業収益	26,467,103千円	1,398,691千円	27,865,794千円
第2項 医業外収益	14,236,267千円	△ 2,973,191千円	11,263,076千円
第3項 特別利益	942,185千円	303,292千円	1,245,477千円
支 出			
第1款 病院事業費用	41,665,352千円	△ 1,073,944千円	40,591,408千円
第1項 医業費用	39,999,026千円	△ 1,091,601千円	38,907,425千円
第2項 医業外費用	1,043,583千円	△ 29,918千円	1,013,665千円
第3項 特別損失	620,743千円	47,575千円	668,318千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額788,646千円」を「不足する額1,528,109千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業資本的収入	4,544,029千円	△ 868,989千円	3,675,040千円
第1項 企業債	1,437,500千円	△ 138,700千円	1,298,800千円
第3項 他会計からの長期借入金	745,949千円	△ 745,949千円	
第4項 負担金	1,898,383千円	△ 4,147千円	1,894,236千円
第6項 その他資本的収入	342,769千円	19,807千円	362,576千円
支 出			
第1款 病院事業資本的支出	5,332,689千円	△ 129,540千円	5,203,149千円
第1項 建設改良費	1,886,102千円	△ 129,540千円	1,756,562千円

第5条 予算第6条の表中

「

起債の目的	限度額	起債の方法
中央病院改修事業	千円 195,900	借入先との協定による。 工事その他の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。
新庄病院改修事業	3,300	
新庄病院改築整備事業	374,000	
河北病院改修事業	5,300	
県立病院医療機器等整備事業	859,000	

を

「

起債の目的	限度額	起債の方法
中央病院改修事業	千円 94,100	借入先との協定による。 工事その他の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。
新庄病院改修事業	2,400	
新庄病院改築整備事業	374,000	
河北病院改修事業	4,200	
県立病院医療機器等整備事業	824,100	
特別減収対策	1,095,600	借入先との協定による。

に改める。

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。

科 目

既決予定額

補正予定額

計

(1) 職員給与費	21,712,657千円	△ 295,762千円	21,416,895千円
(2) 交際費	1,070千円	△ 60千円	1,010千円

第7条 予算第9条中「5,836,752千円」を「5,428,532千円」に改める。

議第17号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

県の組織の変更に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第18号

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の設定について

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例を次のように制定する。

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている地域経済及び県民生活を支援する事業を実施するため、山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金を設置するため提案するものである。

議第19号

山形県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等新型コロナウイルス感染症対策基金条例の設定について

山形県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように制定する。

山形県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会並びにこれらの競技会に関する行事に参加する選手その他の関係者の受入れに際して行う新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延防止のための事業及び市町村が実施する当該事業の支援に関する事業を実施するため、山形県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

山形県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するため提案するものである。

議第20号

緊急農村防災対策事業等に要する費用の一部負担について

県は、令和2年度において実施する緊急農村防災対策事業等に要する費用の一部を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
米沢平野	米沢市	緊急農村防災対策事業	農地保全・防災	工事費の13/100に相当する額	米沢市
米沢平野2	〃	〃	〃	〃	〃
黄金2	鶴岡市	かんがい排水事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	鶴岡市
京田川	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の11/100に相当する額	〃
〃	酒田市	〃	〃	〃	酒田市
米沢平野	南陽市	緊急農村防災対策事業	〃	工事費の13/100に相当する額	南陽市
米沢平野2	〃	〃	〃	〃	〃
米沢平野	東置賜郡高島町	〃	〃	〃	高島町
米沢平野2	〃	〃	〃	〃	〃
米沢平野	東置賜郡川西町	〃	〃	〃	川西町
米沢平野2	〃	〃	〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

緊急農村防災対策事業等に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により提案するものである。

議第21号

都市計画街路事業に要する費用の一部負担について

県は、令和2年度において実施する都市計画街路事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
四日町山家町線	山形		道路改良事業	工事費の0.3895/10に相当する額	山形市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

都市計画街路事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第22号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和2年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
玉川沼沢線	西置賜	小国	道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	小国町
左沢浮島線	西村山	朝日	雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	朝日町
国道287号	長井		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	長井市
黒鴨鮎貝線	西置賜	白鷹	〃	〃	白鷹町
岳谷上屋地線	〃	飯豊	〃	〃	飯豊町
国道345号	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
〃	酒田		〃	〃	酒田市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。

議第23号

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について

県は、令和2年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
由良（3）	鶴 岡		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の1/10に相当する額	鶴 岡 市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第24号

主要地方道米沢飯豊線道路施設長寿命化対策事業中津川橋橋梁補修工事請負契約の一部
変更について

主要地方道米沢飯豊線道路施設長寿命化対策事業中津川橋橋梁補修工事請負契約の一部を次のよう
に変更する。

議決年月日及び番号	内 容		
	事 項 名	変 更 前	変 更 後
令和2年11月25日 議第152号	契 約 金 額	902,000,000円	959,493,700円

提 案 理 由

工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるので提案するものである。

議第25号

一般県道余目松山線道路改築事業庄内橋橋梁下部工事（P 4）請負契約の一部変更について

一般県道余目松山線道路改築事業庄内橋橋梁下部工事（P 4）請負契約の一部を次のように変更する。

議決年月日及び番号	内 容				
	事 項 名	変 更 前		変 更 後	
令和2年2月25日 議第21号	工 期	着工	令和2年2月26日	着工	令和2年2月26日
		完成	令和3年7月30日	完成	令和4年7月29日
	契約金額	734,800,000円		937,794,000円	

提 案 理 由

工事を実施した結果、工期及び設計の一部を変更して実施する必要があるので提案するものである。

議第26号

山形県副知事の選任について

次の者を山形県副知事に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、同意する。

若 松 正 俊

提 案 理 由

山形県副知事若松正俊は、令和3年3月10日に任期が満了するが、引き続き同人を副知事に選任するため提案するものである。